

事業者の環境パフォーマンス指標

- 2000年度版 -

平成13年2月

環 境 省

目 次

序章	ガイドライン策定の趣旨	-----	1
	．環境パフォーマンス指標の目的	-----	4
	．各種既存のガイドライン等との関係	-----	4
	．環境パフォーマンス指標が備えるべき要件	-----	6
	．環境パフォーマンス指標の枠組み		
	1．指標の体系及び分類	-----	7
	2．指標の選択	-----	12
	3．境界（バウンダリー）	-----	13
	4．フローとストック	-----	14
	．環境パフォーマンス指標による評価		
	1．時系列での比較評価	-----	14
	2．ベースラインとの比較評価	-----	14
	．経営指標と関連づけた指標	-----	15
	．環境パフォーマンス指標		
	1．共通的主要指標	-----	17
	2．業態別主要指標	-----	33
終章	環境パフォーマンス指標の確立に向けた今後の課題	-----	39
	1．個別指標に関する残された課題		
	2．総合的評価のための指標の確立に向けた検討		
	（参考）		
	指標の選択のための評価シート	-----	40
	（資料編）		
	1．諸外国等における環境パフォーマンス指標に関する研究状況		
	2．環境報告書における環境パフォーマンス指標の記載状況		
	3．海外における企業の環境格付けの実態		
	4．ISO14031（JISQ14031）（環境パフォーマンス評価 - 指針）（略）		

序章 ガイドライン策定の趣旨

地球の温暖化、廃棄物の大量発生、膨大な種類の有害化学物質の排出等、今日の環境問題は、あらゆる事業活動や日常の消費活動の積み重ねを原因としており、いわば大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムそのものに起因する問題である。したがって、環境への負荷の少ない、持続可能な社会経済システムへと大転換を図っていく必要がある。

このためには、従来型のエンド・オブ・パイプの規制のみでは限界があり、事業者が自らの経済活動に環境保全を内在化させ、自主的に環境保全活動を進めていくことが求められる。

事業者の自主的な環境保全活動を効果的に進めていくためには、自らが発生させている環境への負荷やそれに係る対策の成果（環境パフォーマンス）を的確に把握し、評価していくことが不可欠である。この環境パフォーマンスの把握、評価の際に必要なものが、環境パフォーマンスについての情報を提供する指標、すなわち、「環境パフォーマンス指標」である。事業者が環境保全上適切な環境パフォーマンス指標を選択できてはじめて、実際に意義のある環境保全活動を行うことが可能となる。さらに、環境パフォーマンス指標は、環境報告書等に盛り込まれることにより、外部の利害関係者等に対して環境情報を提供するという意義がある。

なお、環境パフォーマンスの評価のプロセスについては、ISO（国際標準化機構）がISO14031（環境パフォーマンス評価 - 指針）として指針を発行している（環境パフォーマンス評価の用途、評価計画の作成、データの収集、結果のレビュー等を規定している。これは、平成12年10月20日にJIS Q 14031として制定されている。）。ただし、この指針においては、環境パフォーマンス指標の選択の考え方や手順については定めているが、具体的な指標の開発は行っていない。

一方、WBCSD（持続可能な発展のための世界経済人会議）やGRI（グローバル・リポーターズ・イニシアティブ）等の海外の研究機関等で、環境パフォーマンス指標の開発が進められている。

我が国でも、現に多くの事業者が独自に環境パフォーマンス指標を工夫し活用してきており、こうした取組は、環境パフォーマンス評価の取組を発展させる上で高く評価されるものである。しかし一方で、用いられる指標が事業者毎に異なるため、項目や算定方法が「バラバラ」な状態に陥りやすく、事業者及び利害関係者が、事業者全体の環境パフォーマンスを比較し、評価することは困難であった。

こうした状況を踏まえ、環境省では、「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」を設置し、合計6回の会合を重ね、環境パフォーマンス指標のガイドラインを策定を主要課題として精力的に検討してきた。その、2000年度の検討成果が、この「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」である。

本ガイドラインでは、環境パフォーマンス指標の望ましい在り方や共通の枠組みを示すとともに、環境保全上重要で、かつ、実際に事業者に活用し得ると考えられる指標を提示している。これを参照して、各事業者が、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況や

それへの対策を自己評価し、改善していく一助となることを期待している。また、消費者や投資家等の利害関係者が、このガイドラインを参照して、事業者の環境保全活動を評価していく一助となることも期待している。

併せて、環境省では、本ガイドラインを用いて、以下の施策を講じていく予定である。

- (1) 環境庁が平成 9 年に策定した「環境報告書作成ガイドライン」においては、「環境負荷の低減に向けた取組」について環境報告書における重要な記載事項としているが、その具体的内容については一部の例しか示していなかった。このため、本ガイドラインで示した環境パフォーマンス指標を大幅に盛り込むべく改訂を行い、「環境報告書ガイドライン」を策定する。これにより、環境報告書に記載すべき事項を具体的に提示し、事業者による環境報告書作成の取組の拡大と質の向上を促進していく。
- (2) 環境省の「環境会計システムの導入のためのガイドライン」においては、環境保全対策に係る効果を把握する方法として、環境負荷量やその増減を把握（測定）する場合には、「物量単位」が優れているとしているが、その具体的内容については、一部の例しか示していない。このため、本ガイドラインで示した環境パフォーマンス指標を「環境会計システムの導入のためのガイドライン」へ反映させ、環境会計における環境保全効果を把握するための「物量単位」による指標として位置づけることにより、環境パフォーマンスの把握と環境会計におけるコスト把握との整合性を図る。
- (3) 環境報告書や環境パフォーマンス評価に係る国際的な場での検討にインプットし、我が国の状況に合致するとともに国際的に整合性のある環境パフォーマンス指標の構築に寄与する。

環境省 事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会委員

- (座長) 山本 良一： 東京大学国際・産学共同研究センター教授
天野 耕二： 立命館大学理工学部環境システム工学科助教授
河口 真理子： 株式会社大和総研産業コンサルティング部主任研究員
倉阪 秀史： 千葉大学法経学部助教授 / 財団法人地球環境戦略研究機関客員研究員
後藤 敏彦： 環境監査研究会代表幹事 / GRI 運営委員
高戸 満： 日産自動車株式会社生産事業本部生産管理部環境エネルギー室課長
多田 博之： ソニー株式会社社会環境部企画室長
則武 祐二： 株式会社リコー社会環境室環境安全グループリーダー
福島 哲郎： 株式会社日本環境認証機構代表取締役専務取締役
森口 祐一： 環境省国立環境研究所資源管理研究室長
森下 研： 株式会社エコマネジメント研究所代表
山中 芳夫： 大阪学院大学経営科学部教授
横山 宏： 環境管理規格審議委員会 SC4小委員長 / 株式会社日立製作所環境本部社会環境センタ長

(事務局) 環境省 総合環境政策局 環境経済課

(協力) 株式会社エコマネジメント研究所